

機構と郵便貯金銀行・郵便保険会社との間の契約
(特別預金、再保険、業務委託)の案の概要

特別預金契約（案）の主な記載事項

特別預金契約には、旧契約に係る運用資産を郵便貯金銀行で運用できるようにし、公社から承継した郵便貯金の適正かつ確実な管理、それに係る債務の確実な履行を行うため、以下のような事項を記載。

1 郵政民営化法等に定められた契約に盛り込むべき内容に係る事項

- (1) 機構は、公社から承継する旧契約に係る郵便貯金（定期性の貯金）の総額について、郵便貯金銀行に対する預金として債権を取得し、郵便貯金銀行が公社から承継する資産をもって、その預入に充当
(民営化法162条3項1号・2号)
- (2) 機構に対して旧契約の預金者から預入があったときは、機構は当該金銭を郵便貯金銀行に預金として預入
(民営化法162条3項3号)
- (3) 郵便貯金銀行は、機構からの特別預金額以上の額の国債等の安全資産を保有する義務を負う
(民営化法162条3項4号)
- (4) 郵便貯金銀行は、移行期間中、毎年度末の安全資産の額の見通し及びその根拠について機構に報告し、機構はそれを公表できる
(民営化法162条3項5号・6号)
- (5) 郵便貯金銀行は、機構からの特別預金残高相当額の担保を提供
(機構法28条2項)

2 特別預金の内容として定めるべき事項

- (1) 預金の預入条件（機構が承継する郵便貯金の預入条件と同条件）
- (2) 払戻しの方法（旧契約に係る郵便貯金の払戻し請求があったとき、郵便貯金銀行は払戻しを行う）

3 その他一般的に契約において定められる事項

- (1) 合意管轄
- (2) 契約終了後の義務

再保険契約（案）の主な記載事項

再保険契約には、旧契約に係る運用資産を郵便保険会社で運用できるようにし、公社から承継した簡易生命保険の適正かつ確実な管理、それに係る債務の確実な履行を行うため、以下のような事項を記載。

1 郵政民営化法等に定められた契約に盛り込むべき内容に係る事項

- (1) 公社から承継する旧契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、郵便保険会社との間に再保険関係が成立
(民営化法162条2項1号)
- (2) 郵便保険会社が公社から承継する資産をもって、再保険料の支払いに充当
(民営化法162条2項2号)
- (3) 郵便保険会社は、機構との再保険契約に基づいて積み立てる額以上の額の国債等の安全資産を保有する義務を負う
(民営化法162条2項3号)
- (4) 郵便保険会社は、移行期間中、毎年度末の安全資産の額の見通し及びその根拠について機構に報告し、機構はそれを公表できる
(民営化法162条2項4号・5号)

2 再保険の内容として定めるべき事項

- (1) 再保険料(旧契約の保険料率と同率。機構は旧契約の保険料のすべてを郵便保険会社に支払う。)
- (2) 再保険金の額(旧契約の保険金額と同額)
- (3) 再保険金の支払方法(機構が保険金受取人等に保険金等を支払ったときに、郵便保険会社は機構に再保険金を支払う)
- (4) 再保険配当の計算方法(郵便保険会社は、旧契約から生じた利益の8割を機構に配当。配分比率は、機構と郵便保険会社との間で、毎事業年度、変更の必要性について協議。)
- (5) 郵便保険会社が積み立てる責任準備金(機構が作成した基準による額を下回ることができない)
等

3 その他一般的に契約において定められる事項

○ 合意管轄

等

業務委託契約（案）の主な記載事項

業務委託契約には、旧郵貯の払戻し等を郵便貯金銀行に、旧簡保の保険金支払い等を郵便保険会社に行わせ、承継した郵貯・簡保の適正かつ確実な管理、それらに係る債務の確実な履行を行うため、以下のような事項を記載。

1 受託者の的確・効率的な業務実施を確保するための事項

- (1) 機構の受託者への関与の確保（業務取扱手続の策定に係る協議、実施状況報告、監査及び監査結果に基づく指導等）
- (2) 受託者における業務執行態勢等の整備（管理責任者の指定等）
- (3) 受託者による機構への協力の確保（官公庁の検査時、総務大臣からの要請時等における協力）
等

2 郵便貯金・簡易生命保険の利用者の保護のための事項

- (1) 受託者における営業所、営業日及び営業時間の確保
- (2) 受託者における利用者への情報提供の確保（店頭掲示、約款の備付け等）
- (3) 受託者における苦情への対応態勢の整備

3 受託者による委託契約の確実な履行を担保するための事項

- (1) 委託業務の一部の再委託、再々委託に当たっての機構の同意
- (2) 契約の変更・解除に当たっての総務大臣の認可

4 その他一般的に契約において定められる事項

- (1) 契約期間（郵貯：10年間とし、その後期間定めのない契約に移行。簡保：原則無期限（再保険契約の終了等により終了）。）
- (2) 手数料及び費用負担（基本的に受託者が費用を負担）
- (3) 契約終了後の義務
- (4) 合意管轄
等